

第 I 部

ネットワークおよびソフトウェア 技術者・研究者連盟

第 1 部

ネットワークおよびソフトウェア技術者・研究者連盟

第 1 章 LENS ワーキンググループ 2007 年の活動

1.1 経緯と意義

LENS ワーキンググループは、2007年3月の WIDE 合宿 AD プレナリにて Winny 弁護団の壇俊光弁護士が講演を行ったことを契機に、ネットワーク/ソフトウェア技術者および研究者の自由を保護する活動を行うことを目的として、2007年3月22日から活動を開始したワーキンググループである。

設立以来、以下に代表される活動に LENS ワーキンググループメンバーが積極的に関与し、あるいは参加した。

- 2007年4月 — 情報処理技術者のための勉強会
- 2007年5月 — WIDE 2007年5月研究会 LENS パネルディスカッション
- 2007年11月 — Internet Week 2007 セッション「インターネットと著作権～みんなのための著作権制度～」
- 2007年12月 — MIAU 緊急シンポジウム「ダウンロード違法化の是非を問う」

また、次節に掲載するように、いわゆる Winny 事件の判決に対する共通意見の雛形を作成した。

1.2 LENS マニフェスト

この文書は、いわゆる Winny 事件の判決に対する LENS ワーキンググループの共通意見である。

LENS マニフェスト第 0.2 版（共通意見準備稿）

- 我々は、いわゆる Winny 事件の判決を支持しない。なぜなら、この判決は、技術者から創造の自由を奪い、コンピュータソフトウェアを含む技術の革新を阻み、社会をより豊かにしていこうという試みを阻害するものだからである。
- すべての技術には、悪用を許す側面がある。新しい技術が社会に登場すると、必ず悪用しようとする人が現れる。例えば、自動車が見られ

ば、犯罪者は、それを用いて速く逃げようとするし、あるいは、他人を轢き殺そうと考えるかも知れない。電話が現れれば、それを用いて詐欺を働こうという人が現れる。こうしたことは、開発者の意図に関わらず、必ず起こることであり、技術が、人と人之间にあって使われるものである限り、その使われ方は、人の関係に依存するのである。

- この問題を解決するためには、すべての悪用や副作用を事前に予測するのは極めて困難であるため、技術を社会に試験的に投入し、利用者からのフィードバックを得ながら、社会全体の知を動員して技術の改善に当たっていくより他ない。コンピュータソフトウェアにおいても、その開発や進化の過程では、利用者からのフィードバックを得ながら改善を進めていくことが一般的である。
- いわゆる Winny 事件の判決は、社会に対して有用であるものを作ろうとして生み出された技術が、開発者の意図に反して、大勢により犯罪行為に利用されたとして、開発者がその事実を認容していたのであれば、犯罪の補助と見なされる、ということを示したものである。
- もし、それが罪であるならば、技術者は、新しい技術を生み出したとしても、それを社会において実際に試すことを恐れることになる。社会において実際に試されない新しい技術は、適切なフィードバックを受けて改善されることもなく、到底、実用に耐えるものにはならない。そもそも、社会に投入しないのであれば、どうして技術者が新しい技術を生み出す理由があるだろうか。
- もちろん、我々は、明らかに危険な技術であっても、いきなり社会に投入すべきである、ということを主張するのではない。新しい技術を社会に投入し、試していく際には、その危険性を、実験や議論などを通して社会と共有し、十分に吟味する必要があると考えている。我々は、そのための社会的体制を整えることも、技術者の重要な責務であると認識している。実際に、我々

は、技術者同士で研究開発内容のピアレビューを行ったり、技術者の集まる比較的閉じた空間での実験を行うことで、ネットワーク/ソフトウェア技術の中に潜む危険性を事前に明らかにする試みを実施しているし、研究開発の内容について、広く社会に認知してもらうための広報活動も行っている。

- しかし、パーソナルコンピュータのアプリケーションソフトウェアは、多くの場合、我々の生命そのものや、預貯金、住宅など、人々の生存を左右する財産を直接に脅かすものではない。今回の事件も、著作権という、本来は人間の創造性の発揮と文化の発展への寄与を旨として設定された権利を保護する法への違反が問われている。著作権は、本来的に他人の活動を制約することで対価を得る権利なので、その保護の範囲は、生命や財産の保護よりもデリケートに決められる必要があると思うが、その権利が、ある技術の利用者により侵害されたからといって、改善を求める警告も無しに、いきなりその技術の開発者が逮捕され、有罪にされるのであれば、技術者はその創造性を萎縮させ、開発を避ける以外にない。
- 本来、創造性を肯定する目的で設定されている権利が、技術者の創造性を否定する結果になるような、皮肉な論理を、我々は到底、容認できない。

LENS マニフェスト要約

1. 我々は、Winny 事件の判決を支持しない。コンピュータソフトウェアを含む技術の革新を阻むからである。
2. 開発者の意図に関わらず技術が悪用されることは不可避である。
3. すべての悪用を予測するのは困難である。試験的に運用し改善する他ない。
4. Winny 判決では開発者の意図に反して技術が悪用されたことを認容したことが犯罪の幫助と見なされた。
5. もし4が罪になるなら、技術者は、新しい技術を社会で試すことを恐れることになる。
6. 明らかに危険な技術を社会に投入すべきと言っているのではない。実験や議論の社会的体制を整えることも技術者の責務と認識している。

7. パーソナルコンピュータのアプリケーションソフトウェアの多くは人に直接重大な危害を与えない。ソフトウェアを利用して著作権侵害をした人がいるからといって、警告なしにその開発者がいきなり逮捕され、有罪にされることは技術者の創造性を萎縮させる。
8. 創造性を肯定する目的で設定された権利が、技術者の創造性を否定する皮肉な論理を容認できない。

第2章 情報処理技術者のための勉強会

本ドキュメントは、2007年4月28日に開催されたLENS勉強会の議事録である。

日時：

- 2007年4月28日 13:00-16:36

場所：

- 慶應義塾大学三田キャンパス東館 6F 慶應義塾大学スタジオ

出席：

- 39名

要約

主な論点

- 著作権は、生命・財産などの固い権利ではなく、利害を調整していくもの。
- それが、日本では、侵害は悪いことだ、ということになってきている。
- それよりもよいことのためには著作権は引く、という意識がない。
- 我々は、すれすれの研究をやっていることがよいと思ってやっているのか。
- それとも著作権を守ろうとしているのか。
- 著作権侵害するものはすべて止める、ということとは発展を止める。
- 著作権に限らず、社会が変わっていく必要がある中で、どういう技術ならよいのか、それが分からないから我々は研究をしている。
- そのことと法がフィットするか。それも分からないで活動している。
- それを理解しつつ研究したな、と言われ、逮捕

- されるのだとすれば、我々は何をすべきか。
- そこに踏み込んだ法と技術の在り方を議論する必要がある。

To-Do

1. 共通意見を形成する WIDE LENS ワーキンググループを中心に全員で
2. 意見書を前向きに検討する 各自
3. 情報処理学会等に声をかける（団体としての意見書提出に向けて）
4. 引き続き議論する
 - 世の中をよくしたい、ということの、我々としてのよりよい表現は何か？

WIDE 5月研究会パネルディスカッション・メ ンバ案

- 壇さん
- 中村（おさむ）さん
- 金子さん
- 石井さん
- 竹井さん
- 司会：斉藤

議論

挨拶

斉藤（司会）：

- LSE、WIDE、DMC、一応全部に入っている斉藤です。
- まず最初にLSEの代表の方に挨拶をお願いします。

壇：

- WIDEとLSEに入っています壇です。
- LSEの中で、理事は今日来ているのは今は私だけです。
- LSEは金子さんの逮捕を契機として作られました。
- このような状況下で何ができるかというと、アメリカのEFFを思いました。
 - ーお金を使って技術者のために活動しています。
- アメリカとの決定的違いは、技術者の経済的基盤。
- アメリカでは技術者がベンチャーの創設者になったりしています。

- 技術者を巡る環境を変えていかなければならないのです。
- 経済、法律、理解してもら必要があります。
- そういうことでLSEを作りました。
- 特にフリーランスの方で問題になっている、契約書の作り方等、そういうことに応じています。
- フリーランスの方を募って、新しい仕事をやっていけないか、ということも考えています。
- LSEのもうひとつの顔は、freetaneko.comです。
- 判決は出ましたが、その中身、どういう意味があるか、知られていません。
- 我ら陽気なプログラマで済む判決ではないのです。
- それを理解するための勉強会を開こう、ということと今日の機会です。
- 共催を続けていけるように願っています。

itojun：

- 100% agree です。

おさむ：

- WIDEプロジェクトの中村です。
- WIDEとしては、正しく理解する、現状を正しく認識して、何をしていくべきか、考えたと思っています。
- 報道とか、いろいろな形であるわけですが、抽象的です。本質は何でしょうか。
- 気持ちとしては分かっているが、法律的にどうか、ということも知る必要があります。
- 人間のために法律はあると信じています。
- それを変えるのも人間です。
- 前向きにいろいろできればと思っています。
- 壇さんに前回、合宿に来ていただいて、前向きな活動が始まりました。
- 先に進んでいきたいと思っています。

斉藤：

- DMCについては須子君からプレゼンテーションがあります。

須子：

- はじめまして、もしくはご無沙汰しております。須子です。
- DMCでRAとして研究しています。
- DMC機構と我々のプロジェクトを紹介します。

- DMC 機構は、ミッションとして、知的創造立国としての世界に貢献する先導的役割を果たす組織です。
- WIDE の代表である村井さんが機構長代理を務めています。
- 文科省 super COE で作られました。
- 2008 年 4 月より慶応の新しい大学院を作ります。
- DMC 機構の中に DMC ラボという組織があります。
- その中のプロジェクトに、3 つの柱があります。
- 地球上の知性をつなげていって問題の新しい解決を図ったり、通信、放送の融合とか、コミュニティメディア、知財の問題、といったことを扱っています。
- 技術だけでなくポリシーやマネジメント、大きな意味での設計を幅広くやっています。
- その中で、共感経済と次世代 P2P という研究プロジェクトを実施しています。
- あらゆるレイヤを分散化、脱中心化する試みです。
- 自律分散的なリソースの発見、アクセス、情報の価値判断に対する分散した信頼のモデルや、地産地消を実現する価値交換システムを作っています。
- 我々が作っているソフトウェアでは、XMPP というオープンなプロトコルによるメッセージングを行い、オーバーレイネットワークの上での自律・分散・協調の実験をしています。
- 電子通貨 i-WAT は個々人の信頼に基づいて発行できる約束手形のような通貨で、そういうものを流通させたりしています。
- 最近、僕がやっている研究をまとめたもので、地域 SNS の本がありますが、地域 SNS と電子通貨を組み合わせた取り組み等を紹介しています。
- DMC ラボでは幅広い活動をしています、今日のようなことは非常に大切だと思っています。よろしく願いいたします。

判決の報告

金子：

- 金子でございます。
- 名前だけは売れましたが、困った状況です。

- 帮助に関しては、私は煽っている記憶もなく、その通り認定されています。
- 証拠はないが、150 万円の罰金という判決になりました。
- 取り調べについてですか。言えることから言いますと、基本的に警察の方々に関しては始めから協力的でした。
- 調書、勝手に出て来て、それにサインしてくれと言われました。
- 日本の司法は、かなり腐敗していると感じました。
- とりたい証拠をとりに来るのです。
- 基本的に一番よいのは黙秘することです。
- 何かサインしてくれと言われたら無視する。それ以外に対処方法がないと思います。

itojun：

- P2P のプログラムに関しては、あなたは凄いなと思っています。
- 人権を守られていないプログラムをどう救えばよいのでしょうか。

jinmei：

- 調書には例えばどういうことが書かれていたのですか。

金子：

- 始めからシナリオがあり、直そうとすること自体が誤りなのです。

jinmei：

- Winny は著作権違反していると認識しておりました、とか書かれていたのですか。

金子：

- 始めからそのようにできていました。

Winny 弁護団からの現状報告

壇：

- この前の WIDE 合宿では、広く浅く、そして笑い取る、という感じでしたが、今回は踏み込んで説明します。
- 今日、配布した資料は、レジメと PPT と判決です。
- 判決は「判例タイムス」という雑誌からコピーしました。
- 判決は、著作物だが保護されないのです。コピーし放題。

壇 :

- PPT 中心にやっています。
- レジメは法律に興味のある方向けに争点を分かりやすく書きました。
- 弁論要旨は、私の blog で公開しており、password が kanekoisinnocent です。
– これはネタですが、踏み絵です。
- 論告は公開していません。
- 判決文、判例タイムスは法律家には馴染みがあるものです。

壇 :

- 経緯ですが、平成 14 年 4 月、2 ちゃんねるで、開発宣言しました。
- 5 月に試験運用しています。
- 今から 5 年前のことです。
- 当時、このレベルのものを作ったのは凄いと未だに思います。
- 平成 15 年 11 月、ユーザ 2 人が逮捕されました。
- このとき、なぜか金子さんのところにもガサが入りました。
- 京都府警の精鋭を突っ込んだのです。
- そして upload 実験をしました。
- upload していたら現行犯逮捕というつもりだったのでしょう。
- ところが、金子さんは download 専用 Winny しか持っていなかったのです。
- そして警察に来てくれと言われ、Winny を作らないという誓約書を写せと言われました。
- 技術のことは一切書かずに、「私は著作権侵害を蔓延させるために作った」とか書いてある文章を写せと。
- それを金子さんは写しました。
- それで立件です。
- なんで、そんなことを安易にするのかという問題があります。
- みなさん、言ってやってください。僕が言っても最近、金子さんはこたえないのです。

金子 :

- はじめから、相手に悪意があるという前提がなかったのです。
- こちらには問題を起こしたという記憶がなかったし。
- 写している一番最後に、おかしいな、ということはいました。

壇 :

- 金子さんに技術の話を知ろうとした、と京都府警は言っているが、技術のことは調書に書かれていません。
- 平成 16 年 3 月、京都府警のパソコンから個人情報、捜査情報が漏洩します。
– heavy user は京都府警だったということですね。
- 平成 16 年 5 月に逮捕されました。
- あり得ないと思っていました。
- あらかじめ、弁護すると言っていたので、私に連絡が来ました。
- 懲役 1 年 vs 無罪という主張の戦いで、結果は 150 万円の罰金です。

壇 :

- Winny の基本知識については WIDE の面々に語るは無謀ですね。
- Skeedcast は IIJ で正式採用されています。

壇 :

- 今回の事件の特徴は、最先端の分野に対する古典的な捜査がおこなわれたという特色があり、古典的な別件捜索、自白の強要などを行っています。
- 争点としては、まず、この事件は告訴されていないのではないかと。
- 正犯に対する告訴はあるのです。
- 起訴直前に条件付き告訴(蔓延する目的で作ったら告訴)がありました。
- 条件付き告訴は告訴として無効です。
- 弁護人の主張は、検察の暴走ではないのか、それを調べさせる、というもので、これは採用されませんでした。
- 正犯に対する告訴と金子さんの告訴は別、というのも、関係者の一人に対する告訴があれば足りるという判断がされたのです。

壇 :

- 正犯性にも問題があります。
– 犯行時のポート番号が違うという問題と、
– ID/パスワードが違うという問題です。
- 犯行時の状況を図にしてみました。
– 京都府警の PC からリクエストして映画をダウンロードしたのです。
- 正犯とされる人のネットワークですが、
– 契約者名は別人のものです。

- そして映画のファイルはなかったのです。
- 裁判所の判断ではこれらを見殺ししました。
- 問題は、開発だけで罪になるのか。
 - Winny は専ら著作権侵害を助長している。
 - 目的が悪い、という主張です。
- 弁護側の主張は、優れた技術を開発したら幫助となるのか。
 - 優れた技術には悪用の危険はあります。
- 幫助とは何でしょうか。
- 刑法に問題があります。
- 正犯と面識がなくとも、悪用の危険性がある、ということで幫助なら...
 - 自動車メーカーとか、幫助になるのでしょうか。
- よく出てくるのがピストル金槌理論ですが、
 - 確率で進めてよいのでしょうか。
 - 商用化では、特許がたくさん採れた可能性があります。
- 著作権は、もともと非常に緩やかに認めるとい性格のものでした。
- 普通なら侵害かも知れないが、バカバカしいものについては起訴しない、という前提で作られています。
- みんな見逃していたが、著作権には刑事罰があります。
- 民事については、ある程度バランスを考えた判決が積み重ねられています。
- 無理やり有罪にするために頑張る刑事司法の問題があります。
- 著作権法には間接侵害規定がありません。
 - 特許法にはあります。
 - 特許侵害するための機械は、特許侵害と見なし、それ以外は責任を負いません。
- 著作権の場合は、違うのではないかと？
- 特許法より広く幫助が認められるのか？
- 技術的保護手段回避装置の提供、例えばコピープロテクト外しは、100万円以下の罰金になります。
- その後、著作権法は、バンバン改定されました。
- 重みとしては今ちょうど並んだところですか。
- 海外のファイル共有の判決としては、Kazaa、EZPEER など。
 - はなから検察何言ってるの、といった感じで無罪です。

壇：

- 検察の主張は、技術的に侵害を蔓延させる道具だということです。
 - 摘発を困難にする機能がある。
 - 利用者の拡大を狙っている。
- 弁護側は、有用な技術という主張です。
 - 匿名化は有用。
 - 効率化は有用。
- 裁判所は、無限定な幫助犯の成立範囲の拡大は、妥当でないと述べています。
- しかし、技術の社会における利用状況、それに対する認識、主観的態様如何に依ると述べています。

壇：

- 個別の論点ですが、
 - 侵害を助長するためのソフトか。
 - * キャッシュ、暗号化機能があります。
 - * 人気があるものを効率良く転送できます。
- 警察に著作物とは何か、と聞いたらくよく分かっていませんでした。
- ACCS のアンケートでは、
 - 今までダウンロードしたファイルを3つ書け。
 - 覚えているファイル書いたら著作物になりませんか。
- 弁護側は、Winny は有用な基礎技術と主張しています。
 - 匿名性も安心のためには必要な機能です。
 - 匿名性が有休リソースを安心して提供させていると考えています。
- 著作権侵害と匿名性は関係ありません。
- よく2ちゃんねるの書き込みのことが言われるが、
 - 素人的な不安からの書き込みだったと考えています。

壇：

- 裁判所は技術の有用性を認めています。
- 検察はパラダイムシフト発言について、著作権保護システムへの挑戦と取りました。
- 金子さんは「君は2ちゃんねらーか」に対する反応は、言っていないそうです。
- パラダイムシフト、当たり前のことを書いてどうして侵害でしょうか。
- 何故か著作権違反の問題が声高に言われるが、

実際にはわいせつ物の方が多いのでは。ファイル共有の問題ではないのです。

壇：

- 金子さんの意図に問題があるという認定であれば、みなさんには問題はなかったのですが…。
- 優れた技術でも悪用されたら幫助であるということをも認めた判決になっています。
- 社会に任用されているものであれば幫助にならない、と発言した人もいたが、新しいものを作ったら幫助なのでしょう。

壇：

- こういう状況であるのに技術者が何も言わないのは疑問です。
- 技術者の問題ではなく、世間が悪いものだと、悪用している人がいくらいるということで幫助になるのですよ。
- 何かよいものを作ったときは必ず私に相談してくださいね。

意見書とは何か

奥野：

- ひとりだけスーツを着て場違いな感じで来た目的のひとつは、弁護士として、この裁判にみなさんに協力してもらいたいということです。
- それがこれから説明する意見書のお話です。
- 弁護団の「主張」は、技術者の人が多大な迷惑を被る、日本は大変なことになるという主張です。
 - － この主張が正しいかが問題になります。
- 事実であることを証明することが必要です。
- その「証拠」となるのが意見書です。
- 意見書を出してもらおうと裁判にどういう効果が生じるかという、
 - － 弁護団の主張を裏付ける証拠になります。
 - － 多くの技術者が現実には困難に直面していることを示して、本件を有罪にはしないという意識を植え付けるのです。
 - － 意識が重要で、裁判官は、理論は必要であれば考えます。
- 意見書の形式は、A4、横書き、署名・捺印(匿名は不可)。
- 内容は、経歴(学歴、技術者としての経歴、金子さんの人となりをどう思っているか等)と

意見、結論。

－ 意見：技術開発が萎縮する、日本の将来に悪影響、といったものです。

- ぜひ、裁判官に意識を植え付けて頂きたいと思っています。
- 例として、技術開発を断念したものがあれば是非書いてください。
- 例として、悪用している人がいるから開発をやめるという論理は成り立たない、とか。
- 例として、開発途中で悪用が発覚したが改善したものがあ、とか。
- 結論としては、金子さんが無罪にならないと大変だということが、読んでいる人に分ればよいのです。

奥野：

- 意見書は、検察官の同意があれば証拠として採用されます。
- 同意が得られなければ、裁判所で証人として証言頂くこともあります。
- いずれにせよ、裁判所には提出できます。

おさむ：

- 数を集めて力にするのですか、権威ある(笑)人の意見書を集めるのですか。
- 例えば、情報処理学会全体が意見書を述べる方が力があるのか、個人が多く出すのがよいのか、どっちですか。

壇：

- 理想は、権威ある人が一杯出すのがよいです(笑)。
- 今回は、できるだけ広く集めたいと思っています。
- 情報処理学会は、こんなことに意見書を出す団体ではないのではと考えています。

おさむ：

- ソフトウェア科学会も、情報処理学会も、出せるのではないかと。

takei：

- ひとり一枚ですか。

奥野：

- はい。
- 今日の議論を踏まえて、みなさんが問題と思われることをみなさんの言葉で書いてください。
- 我々、チェックしてブラッシュアップしますので。

- 連絡先を書きます。
- o-u.law@mbe.nifty.com

フリーディスカッション

斉藤：

- ディスカッションは、talking circle 方式でやります。
- 棒を持っている人だけが喋れます。
- マイクが棒です。
- マイクを持っている人だけが喋れますので！
- あと、発言するときは、一応、名前を言ってくださいね。
- ログをここでとっていますが、
- 結構、顔と名前が一致していない場合がありますので…。
- 少しゆっくり目に喋って頂けると助かります。
- ログ、間違っていたら指摘してくださいね。

壇：

- LSE 理事長が遅れて来ました。
- ご挨拶を。

新井：

- Winny 事件でいろいろな方から注目を頂いて、御支援頂いたおかげでかなり戦えました。
- しかし、Winny 事件以外の活動がほとんどできていません。
- 事件を踏まえて、エンジニアが、社会的なことと、どう向き合っていくか、ご意見を伺いたいと思います。

itojun：

- タイマがかかったらやめ！と言ってください。
- 言いたいことは、P2P ソフトだけが IPv6 のバグと戦える、ということです。

takei：

- 合宿に引き続き、貴重なお話ありがとうございました。
- 今日話を聞いて伺いたいのは、この先にいくつかがやることがあると思うのですが、つまり、意見書と、社会を変えて行くことがあると思います。
- Winny の事件に限って考えたときに、控訴をしていくスケジュールを見せて頂いて、それに対して何ができるのかを考えられればと思っています。
- 意見書のお話で思ったのは、求められた例です。

- その前に壇さんがお話された、地方裁判所の判決に対しておかしいところ。それは、有罪だということに基づいて、これを有罪にはいけないという論理ですが…、
- 矛盾している点を、こういう考え方はおかしいのではないかと指摘するのは意見書ではなくて他の方法でしょうか。

壇：

- まず答えやすい、判決の見方からですが、矛盾しているのではないかと、ということは言っていて欲しいです。
- 公判の予定ですが、8月30日に意見書が揃っている必要があります。できれば1ヶ月前に欲しいです。
- 2ヶ月前って言ったら出してくれるかですが… (笑)。
- 遅くなったからといってあきらめずに出して欲しいです。
- 検察官控訴があり、それに対する反論も行います。
- 年内に公判記述(?)です。
- 証人ひとりあたり1ヶ月半くらいかかります。
- その先に署名活動があります。

kjc：

- ちょっと視点が変わりますが、インターネット屋としてはグローバルに見ながら考えます。
- 司法の世界は国内法で、日本のことしか見ません。
- 判例は、海外のものはもう少しまともに見えます。
- 日本人として恥ずかしい、技術立国として制度がついて来なくて、技術者が逃げるという議論は意義があるでしょうか。
- 具体的レイヤの方がよいですか。

壇：

- ぜひやってください。
- 民事は海外の判例を見ますが、刑事は見ようとしません。
- 海外、グローバルな視点は必要だと言おうと思っています。

itojun：

- “canada security west” というのがあります。
- 開発グループ、楽しいのですが、金子さんにはぜひ open なグループに参加して欲しい。

金子：

- ちょっと会議は…。

壇：

- 出席してください。

新井：

- 海外の事例を見ていると、アメリカの方はすごくビジネスの人がやんちゃなことをしています。
- YouTubeとか、数年前だったらアメリカでも一発で潰されていたでしょう。
- 今は、やんちゃさを取りこんでビジネスを発展させる流れになっています。
- その辺り知っている方はいらっしゃいますか。

壇：

- Napster の存在ですね。
- つぶされましたが、それによってビジネスが、デジタルコンテンツ流通の魅力を発見しました。
- それにより iTunes Music Store が出てきたと言えるでしょう。
- 大成功をみると、逆に取りこめという気質がアメリカにはあります。
- YouTube って勝てるのかというと、SONY の betamax の例があります。
- かなり、侵害でないことに使われていると止められないのです。
- すると、iTunes Music Store のように取り込んで、ビジネスとして儲けようということになります。
- 収益が上がるということが分かったのが大きいです。
- 日本は、つぶすことに熱心なお国柄です。
- 日本でやれば簡単につぶされます。
- コンテンツ業界や権利団体が強いのです。
- 戦っているうちに吸収されて無くなっていきます。
- 日本は業界が強く、危機感を感じていないです。
- TV 局も、誰かがやったらやろう、というスタンスです。
- コンテンツ業界のやる気と、momentum に欠けます。

会場：

- アメリカと日本で状況が違うと思いますが、ひとつには fair use が関連するのですか。

壇：

- もちろん fair use が関連します。
- アメリカは基本的に、何々目的ということがなくても正当な目的であれば著作権侵害になりません。
- 不当でない引用は許されます。
- 日本は、許されることが決まっていて、それ以外が犯罪になります。
- アメリカは間接的に関わった人の罪が規定されています。
- それは悪いことかということ、寄与侵害にあたらない場合は適法になるのです。
- 日本は、よく分からないところは幫助になります。
- fair use より大きなところですね。

新井：

- 少し話それるかも知れませんが、コンテンツのダウンロード販売のサイトをやっています。
- JASRAC 範疇のカバー曲を販売する人とかいます。
- JASRAC がすべて決めているので、使い方によってはお金が高くなるので使えません。
- JASRAC のように、うまいコンテンツ管理のやり方は、どうやるともっとよいのか。というところに興味があります。

石井：

- DMC で著作権法の研究をしています。
- この判決はとても大事で、インパクトがあり、控訴審、ぜひ頑張ってください。
- 法律をやっている人たちとエンジニア、文化が違ふと感じます。
- 特に刑事事件、刑事訴訟の独断になってしまいます。
- エンジニアの意思がうまく伝わらないのです。
- 裁判官、検察官が思い描いていく中に食い込めません。
- エンジニア、ビジネスの人、司法関係、コミュニケーションができていないことで損をしているのではないのでしょうか。
- ビジネスにエンジニアリングがうまく組み込まれていません。
- YouTube も、Google がうまくビジネスにできたが、日本ではそれがうまくできていません。

- エンジニアの方々はどう考えているのでしょうか。

おさむ :

- アメリカは、ビジネスになれば弁護士を立てて勝負します。
- 高い費用で弁護士をやとって勝つという文化があります。
- とにかく勝っていくというストーリーがアメリカの文化です。
- 日本のエンジニアも金を並べますか？

石井 :

- アメリカではそうですが、日本のエンジニアの方々がそういうことをしない文化的、風土の違いは何でしょう？

takei :

- 月一金、アメリカの会社で仕事をして分かったのは、弁護士資格をもっている技術者がたくさんいるということです。
- 標準化、DRM、技術の部隊に弁護士資格をもっている人が山ほどいます。
- 日本とアメリカの違いは、legal mind を持っている人の数の違いが出てきているように思います。
- 日本では、技術、ビジネス、？(もうひとつ)で会社ができます。
- アメリカはそこに法律家加わります。
- 訴訟合戦がよいのかは分かりませんが、法律の基礎知識を持っている人、ひとつの学位を取った後、legal な学位を取る人がいて驚きました。

shigeya :

- 弁護士さんの使い方を普通の日本の人は知らなさ過ぎます。
- よほどのことが起きないかぎり、大抵の人はしません。
- ソフトウェアエンジニアの人、特にそうしません。
- 水漏れ事件というのがありました。
- itojun さんの家、ThinkPad の上に水が落ちてきた。
- では誰がどのようにこれを evaluation した上で、訴えるとか戦うとか、もし起きるとすればどうするのでしょうか。
- 普通なら思いつきません。

- あまり弁護士に相談するというのを、仮に思いついたとしてもどうしたらよいか分からないでしょう。
- 私も弁護士さんと仕事をしているので、とっかかりは分かるのですが。
- 僕は弁護士の相談窓口できっかけを作りました。
- 特に日本の人は、アメリカの場合は訴訟文化で、何か起こったときは相談、簡易裁判、普通にアパートのオーナーと裁判所で戦う、ということが根付いています。
- 僕らはそういう文化がないのです。

武田 :

- 最初に言っておきたいのは、金子さんはすごい技術を持っていて、人柄も素晴らしく、ぜひ応援したいと思っています。
- 意見書も意義のあることだと思います。
- ちょっとその、技術者と社会のギャップを感じています。
- 私は security をやっていてこの件に興味を持ったのですが、技術者が社会から乖離していると感じています。
- 決めつけてしまうのではなくて、なんでみんなそういう風に思うのだろうと理解することが重要です。
- 弁護士の technical など、技術のところ難しい話をしている中で、もっと大事なこと、何でその技術を作ろうと思ったか、というところを忘れていてはないでしょうか。
- 判決では中立的な技術を作って、罪に問われることに意見を述べているが、議論がかみ合っていないように思います。

壇 :

- えっと前から答えていくと、技術者が立法に関わっていないのです。
- 著作権って technical な世界なのに、文化庁の著作権法改正を検討するワーキンググループの委員の中には技術者がいません。
- ようやく村井先生が内閣府の方で意見を言うようになりました。
- しかし、その声が文科省に届くとは限りません。
- 官の意識も低いのです。
- 弁護士へのアクセスは wide@wide をお願いします。

- 金がかかると言われますが、良心的にやろうとしています。
- LSE の目的のひとつは、フリーランスの人への legal access の提供です。
- もし、何か作ったときに相談する人がいれば、金子さんも捕まっていなかったのではないのでしょうか。
- こういう目的で作ってますということをオープンにするとか。
- 価値中立的なものを一般的に処罰することは妥当でないと裁判所は言っていて、でもその基準は曖昧です。
- 安心して技術作れますか、という問題です。
- それを踏まえて頂けるとよいのでは。

takei :

- 壇さんは、合宿のとき、マスコミを扇動するような情報だけを検察が流し、それが鵜呑みにして流されるのでこんなことに、という話をしたと思います。
- 意見書という正面からの方法も必要と思いますが、別の、私たちが持っているチャンネルを使ってでも正しい議論をすべきではないのでしょうか。

武田 :

- やはり議論が正しくできているかという点、開発コミュニティの議論と著作権側が交わっていないと思います。
- 例えば、著作権を守った方がよいと仮に思っていたとして、著作物が Winny に流れ cache に入ります。
- Winny を使うのをやめるという選択肢が出てきません。
- 深い溝があり、文化的な対立のようになっていて、それを助長する報道内容などがあり、深みにはまっているのではないのでしょうか。
- 仲良くする方向にもっていけるとよいのではないかと思います。

新井 :

- 実は僕も腹を割って言いたいことがあります。
- が、刑事事件になっている中で、いろいろなことを言い出すと、状況が分かりにくくなると思って、あえて Winny がどうあるべきか、ということには全くふれず、刑事事件として責任を問うのことの是非、しか言えなかったのです。

- 常々、中身の議論をしたいと思っています。

岩本 :

- 今の流れと外れないことを祈っていますが、細かいことを。
- 技術開発が罪になるのかという視点ですが、判決を読むと、何が幫助の行為か、やばそうだったらあげるな、開発そのものが悪とは書いていないが、というように読めるのが一点です。
- それにしても、やばそうという基準が最大の問題で、状況によってはやばいとかいいろいろありますが、刑法として成り立たないだろうとは思いますが。
- その辺は壇さんはどうお考えでしょう。
- フリーランスの方にとってはこれはとても重要なので。
- 外に出せるものがほとんどありません。100 個、500 個、没になり世に出せないのです。
- 開発が駄目と言っているのとは違うと読んでいます。
- もし判決がやばそうな感じがしたら、close して、優秀な技術で克服して、次のステップに進むという道がとれれば、という可能性があるのではないのでしょうか。

壇 :

- 何が幫助の行為かということ、開発そのものが悪いとは書いていません。
- Winny も、できが悪く効率が悪ければ誰も使わず、罪にならなかったのですが、日本語対応で便利だしみんな使ったから罪になりました。
- やばそうという基準は、世間が悪いと言っているかです。
- 著作権侵害は、分かりやすく、それで罪になるのは分かりやすいことです。
- 世間が悪いといっているし、悪用している人が結構いるので罪、というのは問題とっています。
- 大抵の人は作っている中で新しい技術を思いついたり、対策を思いつきます。
- ファイル共有がちゃんと動いたからみんなが真剣に考え始めた、ということがあります。
- 開発ができ、需要が出てきて、そのサイクルの中で問題が出てきます。

- 比較的、法律家は完璧にしてから出せといっている人がいますが、
- そうではなく、やばいから直せ、と言ったのに、直さなかったから罪、というやり方もあります。
- そういう法制にするかは、日本が決めることです。
- 事前告知無く、悪い、というのは悪いと思っています。

shigeya :

- 先ほど忘れた肝心な話をしたいのですが、ソフトウェアってモジュールに分けられます。
- P2P でも、転送部分と GUI は別のモジュールです。
- 仮に金子さんの技術の転送部分が library だったとして、別の人間が GUI を作ったら、何が起こったのでしょうか。
- 作っている人間が違っているという問題が現実には起こっています。
- 仮にこの裁判で、仮に金子さんがモジュラーに作っていたら。

おさむ :

- みんなが悪いと言ったソフトウェアを作ったという話だから、ライブラリがあって、がわをつくったなら、幫助の幫助くらいになるのではないですか。
- その意味で、Freenet はもちろん駄目だし、DVTS も痛い。(PGP は本で配布したね。)

itojun :

- IJ ですから、金子さんを IPv6 に染め、僕が P2P の勉強をすると、IPv6 で Skype に勝てる最強のツールが作れると思います。

jinmei :

- この問題っていろいろ気持ち悪さがあるのですが、その本質が納得できません。
- 曖昧さみたいなことがひとつの鍵なのでしょうか。
- どこの部分の線が問題なのか、というと、事実関係的には作った技術は問題ない。
- かつ、先ほど壇先生も仰ったように世間的に使い方が悪いと思われる。
- その状態を金子さんがどう思っていたかという、そもそも著作権の侵害を意図していな

いことが認められています。

- 悪用を認識していたことは認められています。
- 更に、そうして欲しくない、と思っていたことも認められています。
- であるけれどもその技術は世間では悪いことになっているので幫助、というのが結論ですか。
- 悪用を認識していなければ無罪ですか。
- そうして欲しくない、なんてことは知ったことじゃない、というのは有罪で仕方ないのですか。
- 世間で悪いということだけがキーですか。
- その上のいくつかの条件はどのくらい効いているのでしょうか。

壇 :

- 判決は熱心に主観的な問題を論じています。
- 悪用を認識していなければ無罪でしょう。
- 悪用目的で作ったら有罪でしょう。
- その中間です。
- 将来、どんな絵を描いていても、悪用を認識していたら有罪です。

yanny :

- 先ほどから、世間が悪いと思っているらしいから有罪とのことですが、
- 世間、が分かりません。
- 僕の周りでは Winny 最高だよ、と使っていました。
- 技術がよい、という議論のアウトプットが素直に世間に出ていけば有罪にならなかったのではないのでしょうか。
- そして、世間を動かす意見書になるのでしょうか。

壇 :

- 世間は、裁判所から見ているものです。
- 技術者から見たら、Winny って結構よくできているね、と思っても、それを裁判所はなかなか分からないのです。
- できれば、裁判所の人たちが見るようなところに、みなさんの意見を出してもらいたいのです。
- それは例えば一般の雑誌、新聞、全国紙のような媒体です。
- 判例タイムスは必ず見ます。

takei :

- 意見書の前にペーパーを書いて出したらいいのですか。

壇：

- 判例タイムスには投稿できます。

おさむ：

- うちの研究室出て法学のいいますよ。

takei：

- 先ほど言った、別のチャンネルというのは、例えば雑誌の特集記事です。

おさむ：

- 世の中の人たちが、有罪でも仕方ないねと思うのは、きちんと戦っていないからでは。

おさむ：

- 社会が変わっていく必要がある中で、どういう技術ならよいのか、それが分からないから僕らは研究しています。
- それと法がフィットするか。それも分からないでやっています。
- それを理解しつつ研究したな、と言われると困る。
- 我々研究者、エンジニア、世の中をよくしたいと思っているが、それは現行法に必ずしもフィットしません。
- その部分を正面切って戦っていないのでは。

壇：

- 誰かが悪いことをするのは止められないでしょう。
- 金子さんは彼なりにやめろと言っていました。
- 法律が悪い、というのは僕は言いません。

金子：

- 僕は著作権法、悪いとは言っていない。

壇：

- 著作権は、生命・財産などの固い権利ではありません。
- 調整です。
- それが、日本では、侵害は悪いことだ、となります。
- それよりよいことのために著作権は引く、という意識がありません。

itojun：

- まず、日本人は、お上にたてつく根性が足りません。

おさむ：

- オレたちはやっている。
- 問題は我々の気持ちだよ。

takei：

- この会場はあと 10 分ということで、これだけじっくり話す機会ができたので、何するかをリストアップしたいのですが。
- ログが流れておしまいではもったいないです。

jinmei：

- 僕の気持ち悪さをおさむさんがよく説明してくれました。
- そこに踏み込んだ法と技術の在り方を話したい。

岩本：

- 穴があることが分かった。
- それを言ったことで、それを突くソフトウェアを作られたので幫助、とかになったら困る。

まとめに関わる議論

takei：

- 社会に役立つためのソフトウェアを作った結果、意図せずこうなった、ということのみながひとつの声として出すのでしょうか。

おさむ：

- 皆は、有罪で仕方ないと安易に言っています。

takei：

- そこをひっくり返す表現。
- ひとつの共通な意見が必要では。

武田：

- 著作権侵害がよくないと思うのであれば、それを改善するアクションが必要です。
- Winny で侵害が行われているのを放っておくのはよいのですか。
- 別の人が別のかたちで言うとか。

takei：

- P2P がすべて悪いと言っているのか、それとも穴を突いたところですか。

壇：

- 著作権侵害については、どうして止めるねん、教えてくれ、というところに行き着きます。

takei：

- 武田さんの意見を含めて、LSE や WIDE の共通意見として、構成する必要があると思います。

新井：

- 我々は、すれすれの研究をやっていることがよいと思ってやっているのでしょうか。

- それとも著作権を守ろうとしているのでしょうか。

takei :

- 著作権侵害するものはすべて止める。ということは発展を止めるのでやめてください、と言っていると思います。
- そのための技術は、というのは研究テーマでしょう。

武田 :

- アメリカの大学には、人間を使った実験については審査があります。
- それでOKされている限りでは免責。というのがあるのです。

まとめ (TO-DO)

1. 共通意見の形成
2. 各自、意見書を前向きに検討。
3. 情報処理学会とかに声をかける (団体としての意見書)
4. 引き続き議論
 - 世の中をよくしたい、ということのよりよい表現。

WIDE 5月研究会パネルメンバ

- 壇さん
- おさむさん
- 金子さん
- 新井さん (未定)
- 竹井さん
- 司会 : 斉藤

第3章 WIDE 2007年5月研究会 LENS パネルディスカッション

本ドキュメントは、WIDE 2007年5月研究会での LENS パネルディスカッションの議事録である。

日時 :

- 2007年5月11日 16:30-18:04

場所 :

- 東京大学武田先端知ビル武田ホール

出席 :

- 壇、金子 (DREAMBOAT)、竹井、石井 (慶応 DMC)、中村 (修) (パネリスト)

- 斉藤 (司会)

資料 :

- WIDE メンバ専用 Wiki からダウンロード可能
 - <https://member.wide.ad.jp/wide-confidential/wiki/>
 - ページ「WIDE 2007年5月研究会 LENS ワーキンググループ パネルディスカッション」
 - PDF パスワードは “kanekoisinnocent”

要約

主な論点

- 医者は、新しい研究をするときに、先に臨調のようなものを作って、お墨付きをもらって実験する。
- 彼らも世の中をよくしたいと思っている。
- この業界にとってもそういうものが必要なのではないか。
- 医療の現場がしているように、技術についての説明をする必要がある。
 - 意味、影響、危険性など。
- ただし、全部技術者がやらなければならないとすると大変。
- すべき人たちがしていなくて、それはジャーナリズムではないか。
- 正しい法律家、正しい技術者、正しいジャーナリズムのある世界に向ける必要がある。
- 幫助の話については、FLMASK 事件との違いとかが、我々技術者にはよく分からない。
- そうしたことを易しく解説したようなサイトがないのであれば、WIDE がそういうサイトを用意すべきではないか。
- そして、この趣旨に同意する人は、サイトにこういうロゴを置こうとか、そういうことをやるべきではないか。
- 今回の判決で嫌なのは、ソフトウェアを作り、爆発的にユーザが増え、悪用されると有罪。
- そういうことから、イノベーションの自由をどう守るのか。
- 守れないのでまずいということを声を大にして言う。
- さもないければ、研究論文も書けなくなる。
- 声の大きい人に流されがちなのが日本の文化。
- 僕らが声の大きい人にならなければならない。
- WIDE の人が外に言うとき、同じ意見になるよ

うに、問題点の指摘と課題、統一された同じ声で発信する必要がある。

- かつ、それを学会、雑誌、メディア、できるかぎりのことで支援する。
- 出版の自由が強く、インターネットの方が弱いという問題も出てきた。
- 最近危ないのは、出版物と web は法律的に扱いが違う。
- 出版は紙に印刷されたものであり、web は検閲できると言われ始めている。
- そこもみんな気をつけないと危ない。
- 表現の自由は公益性で制約されるが、それがユーザの利益ではなく、権利者の利益になっているのが問題。

To-Do

勉強会から引き続き、

1. 共通意見を形成する WIDE LENS ワーキンググループを中心に全員で
2. 意見書を前向きに検討する 各自
3. 情報処理学会等に声をかける（団体としての意見書提出に向けて）
4. 引き続き議論する
 - 世の中をよくしたい、ということの、我々としてのよりよい表現は何か？

共通意見について

- 判決のコアの部分に対して戦う。
- ソフトウェアを悪いことのために作ってなくても、大勢が悪用したら幫助だとしたら、我々はオープンソフトウェアを作れない。
- そこに対して特に反対する。

共通意見の出し方について

- 学会、雑誌、各種メディア、できるかぎりのことで支援する。
- WIDE が web サイトを用意する。
 - 趣旨に同意する人は、サイトにこういうロゴを置こう、などのキャンペーンを実施できるか検討する。

技術者と法について

- お互いに、相手の分野のことを、分からないという前置きで喋っている。
 - 努力して、相手側の勉強もしなければならない。
- 研究の自由を守る制度について
- 医学・医療における制度に学ぶ。

議論

はじめに

[パネリストの紹介]

斉藤：

- 経緯を説明します。
- 3月のWIDE合宿で壇さんをお呼びして、反響がありました。
- 壇さんご自身にもWIDEメンパになって頂き、壇さんから、Winny判決に対する意見書を出さないか、という提案がありました。
- そうした活動を具体化していくために、技術者・研究者の自由を保護することを活動の趣旨とするLENS-ワーキンググループを発足しました。
- 4月28日、慶應義塾大学の三田キャンパスで、技術者がWinny判決を例として法について学ぶ勉強会を開催しました。
- 今日は、そこでの議論の続きになります。

斉藤：

- 4月28日の勉強会の主な論点は、次のようなことです。
- 判決は著作権法違反の幫助で有罪、とのことですが、著作権法＝利害の調整のための法であるはずなのに、日本では侵害＝即、悪いこと、という単純な話になってきています。
- それは、発展を止めてしまう可能性があります。
- 社会の変化に伴って、どういった法があるべきか、という議論をすべきではないか。

斉藤：

- 勉強会の結論としてのTo-Doです。
 1. 共通意識を形成する LENS-ワーキンググループを中心に全員で
 2. 意見書を前向きに検討する 各自
 3. 情報処理学会等に声をかける（団体としての意見書提出）
 4. 引き続き議論する
 - 世の中をよくしたい、という我々の活動のよりよい表現は何か？

Winny 事件原審判決の解説

壇：

- 大阪で弁護士している。
- 情報処理は素人。
- 金子さんの弁護をやることになった。

- 技術者と法律の世界は、まったく意識がかけ離れている。この現状を知って欲しい。
- 金子さんの意見がおきても、技術者からの声が聞こえてこない。
- これが例えば食肉産業の話題だとすると、食肉産業からの声は大きく上がる。
- 意見を言うことの大切さを伝えたい。

壇：

- 正犯を捕まえるという名目で金子さん家宅捜索。
- アップロードの現行犯として捕らえようとした。
- その際、京都県警は断念。
- しかし、金子さん、著作権侵害蔓延目的だったという旨の供述書を書かされる。
- これが逮捕の発端。

壇：

- 最先端の分野に対して、もっとも古典的な事件捜査、自白の強制、取り調べ、ということが行われた。
- 刑法、著作権法、情報処理技術の3分野にまたがるものが今回の話。

壇：

- 開発だけで罪になるのか
- 著作権侵害幫助があったから罪になる、というのは警察の主張でもある。
- よって、今回の逮捕によって技術者は萎縮しないというのが警察の主張
- 幫助の定義・範囲が不明確。
- 自動車メーカーは、殺人罪の幫助になってしまう。
- 一般的に考えたらアホな話だが、なぜかインターネットの世界は、幫助責任を問われてしまいがち、一般社会の認識。
- 海外の事例や国内の事例でも、幫助の扱いは慎重。

壇：

- 今回の判決における裁判所の基準
- 幫助の範囲
- 価値中立的な技術を提供することは罪ではない
- しかし、多くの世間が「悪い」といえば悪くなる。
- 多くの世間？って何？定義・範囲が不明確。

壇：

- 金子さんを有罪にするために、裁判所はがんばりすぎた。
- 結果、多くの皆さんにとって、脅威となる判決に。

- 金子さんの作った技術の有用性、価値中立性は認められた。
- 著作権侵害の蔓延目的も裁判所は否定した。
- なのに有罪になった。
- 悪用されていることを認識してそれを利用しようとした、ということで、幫助。
- 以下の状況があれば、どんなに注意書きをしても、開発者が有罪になってしまう。

1. 不特定多数に悪用
2. 社会的に問題があるとされている
3. それを認識・認容して技術提供

壇：

- 控訴審を戦います。
- 地裁。技術者の名前の意見がひとつもない。村井さんくらい。
- Winny 事件以降、幫助の案件が多い
- ポルノサイトにリンクした大阪の件とか。
- 世の中で言われているような、金子さんが著作権侵害幫助をしたとか、Winny の匿名性が問題とか、そういうレベルの話ではない。
- BitTorrent には匿名性がない。

壇：

- 以上を前提に話をしたいです。

斉藤：

- 資料は、WIDE メンバ専用 Wiki の、このパネルディスカッションのページにリンクを貼っておきました。

パネリストから

金子：

- ここにいる方々はネットワークの専門家だが、私は素人。
- それぞれの状況で正しいと思う行動をとりつづけた結果、こうなった。
- 私を捕まえたいのだろうと後で分かったが、そのときは分からなかった。
- 何か分からないうちに書類にサインしてくれると言われて、こういう状況。
- 警察は警察で頑張っているのだろう。
- 公務員は全体のために働いていると思っていたが…。
- Winny って、私にしか作れないものではなく、ファイルをただ共有するもの。
- 専門家の方にはもっとよいものが作れると思う。

- だから私だけの問題ではなく、みなさんにも真剣に考えて欲しい。

竹井：

- 春の合宿でお聴きしてから調べていくうちに心配なことがいろいろ出てきた。
- ワーキンググループとしてまとまるということで、技術者として気をつけなければならないこと、今の状況は法律にからんでどういう状況なのか、話したい。
- 私は企業に務め、WIDEの研究者として来ている。
- 技術の進歩のスピードと法の変化のスピードが全然違う。
- 法律は言葉の解釈。
- 新しい技術が、あるグループから見て違法か、それは法律の専門家が、過去の判例等を見て線を引く。
- 僕らから見ると、フェアでないような引き方をされるとすると、僕たちが不利益を被る可能性が高い。
- 僕たちも気をつけなければならないか、ということで勉強会を進めたいと思った。
- 国外のこと、アメリカなどだと、民の声と法律、バランスしているように見える。
- 日本では、silent majorityと呼ばれるように、民は声を出さない。
- ある人たちが声を発すると、全体がそっちに流れる危険を持っている。
- 壇さんはいろんな提案をされているが、私たちとしてしなければならないこと、考えていきたい。

石井：

- 私は著作権法の研究者です。
- 慶応義塾大学のDMC機構で研究しています。
- 技術と法律の進歩の速度が違う中で、どういう風に直面しているか、問題には2つの側面がある。
- ひとつは、技術に法律が追いつかない。
- もうひとつは、技術者、法律家（実務家）の文化的な違いがある。
- ひとつめは、著作権法上も、刑法上もインターネットの時代に法律が則していない。
- 文化的な違いに関しては、DMC機構でびっくりした。

- 私は法学部出身。
- 理系の方...とざっくり見ると、技術が進歩すると問題が解決するとポジティブに考えている。
- 法学者は、法的な安定性と予見可能性。
- 今まで、どういうことをどういう処理してきて、判例、条文、今まではこう解決したので、と、過去の蓄積から解決のアプローチをとる。
- 将来的には技術で解決できません、と言われても、現実に著作権法違反が行われていれば、侵害行為としか言えない。
- 私が研究者としてどうすればよいのか。
- 今回のような事件に関しては弁護士の方が新しい判例を。
- 研究者は、技術者の方達の声を汲み上げ、どういう法律的アプローチがあるか。
- 例えば著作権法の改正とか。
- 抽象的なレベルでどこが間違っていると言っていくのが私たちの役目と考えている。
- 技術のことが分からず、技術者の方達が、我々が入手できる形の意見を出さないの意見交換が難しい。
- インターネットで法学者が発言するのは怖い、という人もいる。
- 文化的な違いを埋めて、これからの法制度にどう反映するか、それが私たちに必要とされていることと思っています。

中村：

- 今の意見を聴くと（未だ戦っちゃいけないって？）ガリレオは、地球は回っている、といって、それで世界の認識は変わった、そこから法学者は何故学ばないか。
- 社会の変化から学ばないことにフラストレーションを感じる。
- 通信が変わり、新しいビジネスが生まれたときに、どうするか。
- 著作権法はどう変わるべきか。
- WIDEをやってきて、何度違法というキーワードと隣り合わせだったか。
- 例えば電気通信事業法への舐触。
- 僕らはやっぱり、よくしたい。
- 人間の自由な知的創造活動をしたい。
- やり方として、JUNETをやった頃は、草の根、じわじわやっていた。

- そこに法も沿うように変わっていく連動ができたのかも知れない。
- 世の中を変えるためのテクノロジーを作り、検証する、規模が大きかったので警察が逮捕。
- くだらないと思うが、今速くなってきている時代。
- だったら先に手を打たなければならないのでは。
- 医者、新しい研究をするときに、お墨付きをもらって実験する。
- 彼らも世の中をよくしたいと思っている。
- 先に臨調のようなものを作ってお墨付きをもらう。
- この業界にとってもそういうものが必要なのではないか。
- 知財の問題、取り組むと宣言していたら変わっていたか。

パネルディスカッション

石井：

- 弁明させて頂きたい。
- 私個人としては変えていきたい。
- ただし、意見を汲み取らないと分からない。

中村：

- 著作物を扱っているのは、技術者、ではなく、人間だよな。

石井：

- 技術者が考える、どう使いたいかということを知りたい。

竹井：

- 法律を変えるというプロセスは、日本では国会を通す。
- 法務省を通したり議員立法する。
- 裁判で判例を重ねて解釈を変える。
- 両方のアプローチがある。
- 戦い方、努力の仕方。
- 著作権は、著作者の権利を守る。
- 社会、人々に対して著作物がフェアに使われることのバランスをとるのが著作権法だと思う。
- 技術者だけでなく、いろんな人の声、特に利用者の声が反映されない中で議論が行われている。
- パブコメで決まるわけではなく、著作権者の集まりで決まっているという危険がある。

中村：

- 僕の理解は、知財ってどうすればよいか。
- いろんな立場で考えることが重要だと思う。
- JASRACがあり、中間組織があり著作者に対してお金を払うビジネスモデル。
- お金を集める仕組みが昔の仕組みだから必要だった。
- 著作者を守りたい気持ちは同じ。
- もっと新しい、違う世界は、どうできるのか。
- 法学者も技術者も、同じ。
- アーティストが儲かり、子どもたちがうまく使って新しい知的活動する、それに向けたそれぞれの頑張り。
- 今までレコード会社とかに縛られたものに対する試み。
- 例えば micro cash とか、Winny のような流通の機構。
- 少しずつ試している。
- 横から、法律家が、先にいくなよ、と止めるんじゃない。

石井：

- 激しく同意しますが。
- 突っ込みの基準は法律。
- 法律は変えなければならない。
- 法律家もいるが、権利団体しかいない。
- そういうところに出る、偉いといわれる法律家は、技術が分からない。
- 言われるままに、間接侵害も入れちゃいましょうか、とってしまう。
- 技術者からの意見があれば、法律家も変わると思いますが...
- 悪循環があるのでそれを変えていきたい。

壇：

- 著作権法をめぐる状況で言うと、学識経験者、企業団体、弁護士。
- そういうところに出る弁護士は、大抵、著作権団体の顧問になっている。
- 学識経験者も同様。
- みんな、団体の関係者という状況。
- 立法、違法行為が行われていたら、違法。それが基準というが、人の命と著作権は違う。
- 消費者保護とか、に近い。
- それはいきなり罪にせず、やめろと言われてやめないときに罪にする。

- いきなり刑法でやるべきか、というところにすごく反発心を感じる。
- 法律家の解釈というのは、普通ではあり得ないようなことをする。
- 死後、生々しい死体は生きている者と同視できる、みたいなことを言っている偉い刑法学者までいる。

会場も交えて

加藤：

- ひとつ指摘したいのは、パブリックコメント制度は、立法などのすべてのプロセスではやっていない。
- WIDEもパブリックコメント担当 board しているのだが。

石井：

- フェアユースはテーマとして上がっているので、パブコメを上げて頂きたい。

中村：

- 法律上のフェアユースというキーワード、我々が理解することは難しい。
- 専門性を高めていかないとコメントできない。
- ここはWIDEだから言うが、作ってみて、どうだ、そして世の中を変えるのがおれたちのやり方。
- パブコメもやらなければならないが、世の中に対して、こういうことができるよね、と見せていく。
- インターネットができたならこんな面白い世界ができるよね、とあって今がある。
- 問題は、金子さんはWIDE的スタンスでやっているのに、金子さんだけが逮捕される状況。
- 我々が次の金子さんにならないために何をすべきか。
- 技術者として新しい世界を作り、それを見せしていくには。

加藤：

- まず、Winnyがどうのこうの、僕はどうでもよいと思っていて、Winnyが優れているか、はあまり関係ない。(客観的に優れている証明にはなっている。)
- 判決が法体系のメッシュの美しさを汚すようなものを書いた、という指摘を壇先生がしていたように思いますが、判決は後先考えないのか。

壇：

- それなりに考えて作っているのですが、結論がよくなかった。

加藤：

- 今後、判例として使われることを意識して書いているのか。
- そうでないとしたら、裁かれている金子さんと同様。
- そういう人は、法体系を乱した罪で逮捕すべき。

砂原：

- ここに欠けている function がある。
- エンジニアは走るべき。
- それが悪いとしたら戦わなければならない。
- 技術が分からないと言われる。
- 説明をする必要がある。意味とか影響とか、危険性。
- お医者さんはすべて求められて、やっている。
- 全部技術者がやらなければならないとすると大変。
- すべき人たちがしていない。
- それはジャーナリズムだと思う。
- この法律の件についてだって、インターネットは悪であるとそれだけを書いているような正しくないジャーナリズムが多い。
- 正しい法律家、正しい技術者、正しいジャーナリズムのある世界に向けた必要。

山本：

- 僕は初めて幫助という言葉を知ったのは10年くらい前、FLMASK
- あれも幫助。
- 幫助って最近流行っているというよりその辺に根があるのでは。

壇：

- FLMASKは開発者とサイト運営者間の相互リンク。
- 悪用することに対して意識を合わせていた。
- 今回は違う。
- 裁判所、そこまで馬鹿な認定をするとは思っていなかった。

山本：

- こういう話が我々技術者にはよく分からない。
- 今回とどう違うか分からず、それを優しく解説したようなサイトとかは。
- ないのであれば、WIDEがそういうサイトを

用意して、この趣旨に同意する人はサイトに
こういうロゴを置こうとか、そういうことを
やるべきではないか。

壇：

- 何故、どういう場合に罪になるか、みなさんに情報提供はぜひしたい。

高田：

- 企業だと、顧問弁護士がいて、法律について問題がありそうだとか、チェックしてもらえるようになっている。
- そういう仕組みが、エンジニアが、もうちょっと簡単に、法律家の意見を聴けるような場があった方がよい。

壇：

- そう思って NPO 法人 LSE を作っている。
- 弁護士誰でも OK ではない。
- それができる人間を紹介しようかと思って NPO やっている。

高田：

- 我々の顧問弁護士も経験を積んで分かるようになってきている。

中村：

- 確定申告のときに公認会計士のはんこがあると絶対文句言われぬ。
- われわれの後ろに壇さんがいると知っていると警察は手を出さない。
- もし、金子さんの後ろに弁護士いるよと警察が思っていたら、手を出せなかった。

itojun：

- まず第一に金子さんが IIJ 関連の DreamBoat で顧問していると知らなかった。

壇：

- DreamBoat という会社ありますが、金子さんが逮捕されたことを契機に作った。
- 金儲けしたら価値が分かるのではないかと思った。

河口：

- 私も大学の立場で、web ページなど作ったとき、外から抗議が来たりする。
- どのレベルまで対応すればよいのか悩むことがある。
- どういう状況で自分が応答しているか分からないまま書いたことが、問題だった。
- 何もしなかったら問題ではなかったか。

- うっかりメール書いたことにより証拠になるのであれば、慎重にならないといけない。
- メールベースのレベルでさえ、こういうことがありうるように思う。

壇：

- メールだろうが、残っていたら証拠になる。
- やばいことを書くときは消してください。
- 金子さんはやばいことを書いていない。
- 調書は、自白の強制。
- ネットワーク技術者とは関係なく、自白を強制されたら弁護士を呼べということです。
- 相手は、逮捕したくて来ているわけだから、聞く耳を持たない。
- 親切心で警察に教えても、曲解されて証拠になる可能性があります。

河口：

- 警察に聞かれた緊急時は、弁護士への連絡は。

壇：

- 当番弁護士制があります。
- 弁護士を呼べとって、弁護士さんが来たら壇を呼んでくれと。

中村：

- 今回の判決で嫌なのは、ソフトウェアを作り、爆発的にユーザが増え、悪用されると有罪。
- どう守るのか。

石井：

- 守れないのでまずいということを声を大にして言う。

壇：

- SONY BETAMAX 訴訟。
- 民事法で争い、勝ち取った。
- そういう事件を通して世の中変わることもある。全力で勝ちたい。

Rod：

- 日本人ではなく外国人が作ったソフトウェアが日本で使われたとしたら。
- 作者がふたり以上だとしたら (Winny-Torrent とか)。

壇：

- 共同で作ったら変わったか、警察が手を出しにくかったということはあったと思う。
- 技術の必要性のアピール。
- 外国でやったらどうなるか。台湾と韓国では刑事事件。

- アメリカとか他の国ではビジネス対ビジネス。
 - アジアは検察の問題と考えがち。
 - 使っている人が逮捕されたケースは、WinMX。
- 竹井：
- BETAMAX、どういう判決だったか。
 - 売ることが著作権を侵害するとSONYが訴えられた。
 - 多くの人が違法に使っても、少しの人が正しく使う限り、罪にならない。
 - 包丁と同じ概念。
 - 最近、アメリカでもそれを覆す判決は始めている。
- 壇：
- MGM vs. Grocksterの判決と思うが、SONY事件は実質的非侵害用途があるという基準だが、実際にはかなりの非侵害的用途がない場合には、著作権侵害をプロモートする目的がある場合は責任を負うとした判決。
- 河口：
- 今回はソフトウェアを作ったということ。
 - プロトコルの提案。
 - 著作権侵害をするプロトコルを発表したとしたら、今回の判例では幫助？
- 壇：
- 悪用する人が一杯出て、本人が知っていたら幫助。
- 河口：
- 研究論文書けないだろう、ということですね。
 - 何が我々できるか。学会とかで議論していくべきだと思って良いですね。
- 竹井：
- 声の大きい人に流されがちな日本。
 - 僕らが声の大きい人にならなければならない。
 - WIDEの人が外に言うとき、同じ意見になるように。
 - 問題点の指摘と課題、統一された同じ声で発信。
 - かつ、それを学会、雑誌、メディア、できるかぎりのことで支援する。
- 河口：
- 核爆弾の作り方は逮捕されない。
- 壇：
- 正犯がいないと罪にならない。
 - 核爆弾は、不特定多数が利用したら日本は滅びているのであまり事件になりにくい。
- 自殺マニュアルは悪いと言われている。ただし認識が蔓延していない。
 - どんなに有用な技術を作っても世間が悪いと言われればアウト。
- 竹井：
- 出版・言論の自由とどちらが強いのか。
- 中村：
- 出版の自由が強く、インターネットの方が弱いという問題。
 - 最近危ないのは、出版物とwebは法律的に扱いが違う。
 - 出版は紙に印刷されたもの。
 - webは検閲できると言われ始めている。
 - そこもみんな気をつけないと危ない。
- 金子：
- 表現が苦手なものですから。私にとってはソフトウェアを作ることが表現です。
- 壇：
- 表現の自由の話、プレスを見ると不可侵だが、裁判例見てもそうでもない。
 - そんなに強い権利ではなく、結構、いろいろ制約されている。
- 河口：
- DVDのクラックをTシャツにしたりありましたよね。
- 石井：
- 表現の自由は公益性で制約される。
 - それがユーザの利益ではなく、権利者の利益になっているのが問題。
- おわりに
- 斉藤：
- このディスカッションのゴールのおさらいをします。
 - 4つのTo-Doがありました。
 1. 共通意識を形成する LENS-ワーキンググループを中心として全員で
 2. 意見書を前向きに検討する 各自
 3. 情報処理学会等に声をかける（団体としての意見書）
 4. 我々が世の中をよくしたい、ということのよりよい表現について、引き続き議論する
- 斉藤：
- あとは、我々は何をするのか。パネリストか

らひとことずつお願いします。

壇：

- 法律の世界は、よく理解されていない。
- WIDE のみなさんは、僕というデバイスをぜひ有効活用してください。

金子：

- 私ひとりで逮捕して丸く収まる、というのではなく、警察の論理は幫助になっていた。
- 私だけの問題ではなくなりました。
- 私は協力したい。

竹井：

- short term でやらなければならない、見えないう落とし穴に入るのを避けること。
- long term の問題に理解を示すこと。
- お互いに、相手の分野のことを、分からないという前置きで喋っている。
- 僕らも努力して、相手側の勉強もしなければならぬのかな、と強く思っている。
- 僕は技術者だから技術のことしか分からない、といっていると、落とし穴にはまる。

石井：

- 私も同じ意見です。
- 技術のことを勉強していきたい。
- それを法律の世界に届けるために論文を書いたり発言していきたい。
- 伝えていきたいですのでよろしくをお願いします。

中村：

- 僕らは、これからちゃんと活動するときには何をやるか。
- 僕らがやっているのは実証実験だ。
- 実証実験しながら世の中を変えて行く。
- 医者たちが、制度を作っている、それを学ぶとよいのではないかと思いつけている。
- 社会へのインパクトがすごく大きい。
- そういう仕組みを考えた方がよいと思う。
- ただ、最後はアウトプットで見せていきたい。
- 本気で、顧問弁護士を雇って捕まらないなら安いと思うが、やらなければならない。

加藤：

- 資料の PDF のパスワードは

壇：

- kanekoisinnocent です！

えびはら：

- Winny の検証結果はまとめているか。

金子：

- 動いた動かないかが答え。
- Winny 1 は実証ができたと考えて止めた。
- Winny 2 は違うことを考えて作った。

えびはら：

- 新しい技術の検証が済んでいない。
- 技術の検証の仕方に問題がなかったか、答えは？

壇：

- 警察は検証ではなく、著作権侵害目的だったと言っている。
- 検証としては、実際に本を出している。

金子：

- 匿名性と効率性の両立は可能か、ということ、結果を見てもらえばよい。
- 可能ではないか、ということを書いたかった。実装の一例。
- 作れたので、どうすればよいかを次に議論する段階。

若山：

- 統一意見、すごく一杯の問題が関わっている。
- WIDE としてどういう意見を。

中村：

- 判決のコアの部分。
- ソフトウェアを悪いことのために作っていても、大勢が悪用したら幫助、だとしたら僕らオープンソフトウェア作れない。
- そこが一番大きなところ。
- そこをばかやろうという。

斉藤：

- こういった議論を LENS-ワーキンググループでやっていくので、興味のある方は参加よろしくをお願いします。

第4章 Internet Week 2007 セッション「インターネットと著作権～みんなのための著作権制度～」

2007年11月19日(月)～11月22日(木)の期間、秋葉原コンベンションホールにて開催された Internet Week 2007 の一環として、11月20日(火)に実施されたセッション「インターネットと著作権～みんなのための著作権制度～」に LENS ワーキンググループメンバーが企画時から係わり、講演およびパネルディ

スカッションを行った。

その内容については、以下のINTERNET Watch 記事に詳しい。

- <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/event/2007/11/21/17589.html>

第5章 MIAU 緊急シンポジウム「ダウンロード違法化の是非を問う」

私的録音録画小委員会の第15回会合において、文化庁から、パブリックコメントなどでの反対意見を踏まえた上でも、違法複製物からの複製は私的使用のための複製の適用除外とするのは不可避との発言があったことを受け、MIAU(Movements for Internet Active Users; インターネット先進ユーザーの会)の主催により、2007年12月26日(水)に開催された緊急シンポジウム「ダウンロード違法化の是非を問う」にLENS ワーキンググループメンバが参加し、技術者としての観点から意見を述べた。

その内容については、以下のITmedia News 記事に詳しい。

- <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0712/27/news032.html>

第6章 まとめ

第4、5章からも明らかなように、設立初年度にして、LENS ワーキンググループの活動は、ネットワーク/ソフトウェア技術者および研究者の自由の保護の枠を超え、広くインターネットにおける自由の保護を対象としつつある。

このことは、現在、インターネットにおける自由が、わが国においても危機的な状況にあることの裏返しであり、今後も、WIDE プロジェクトにおける重要な活動のひとつとして、技術者、研究者、そしてそれらに留まらず、インターネットに係わるすべての人々が、当然の権利としての自由を行使できる世界を実現すべく、LENS ワーキンググループの活動を進めていきたい。